

氷見市生活用水確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則(昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。)第22条の規定に基づき、氷見市生活用水確保対策事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、住民主体による住みよい地域づくりを推進するため、水道事業施設の整備が困難な未普及地域等において、安定した生活用水の確保を図るための施設等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、同一の集落内において5世帯以上で生活用水を確保するための共同施設を設置する者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる整備事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号にいずれかに該当するものとする。

- (1) 水道事業施設の整備が困難な未普及地域等において、自主的に安定した生活用水の確保を図るための施設を整備する事業
- (2) その他市長が必要と認める事業

2 補助事業は同一の集落につき、1回を限度とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助対象経費、補助率、補助基準及び補助限度額は別表のとおりとする。

(交付申請書等の様式)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金など交付申請書(様式第1号)に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 整備計画書(様式第2号)
- (2) 収支計画書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定額の変更)

第7条 規則第6条の規定による決定の通知を受けた自治会等(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定額の変更をしようとするときは、あらかじめ氷見市生活用水確保対策事業費補助金変更交付申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付決定の変更を行い、氷見市生活用水確保対策事業費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(事業計画等の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた金額を変更せず、補助事業の内容、補助対象経費の区分の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ氷見市生活用水確保対策事業費補助金事業内容等変更申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、氷見市生活用水確保対策事業費補助金事業内容等変更承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、氷見市生活用水確保対策事業費補助金事業中止（廃止）申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、事業の中止又は廃止を承認し、氷見市生活用水確保対策事業費補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告の様式)

第10条 規則第12条第1項に規定する補事業実績報告書（様式第10号）に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施報告書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(令和3年3月一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

氷見市長 殿

申請者
住 所
自治会名
代表者の役職及び氏名 (印)

氷見市生活用水確保対策事業費補助金交付申請書

年度において生活用水確保対策事業を実施したいので、氷見市生活用水確保対策事業費補助金 円を交付されるよう氷見市補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 整備計画書（様式第2号）
- 2 収支計画書（様式第3号）
- 3 その他市長が必要と認める書類

整備計画書（自治会）

図面 No.			
施設の種類			施設の所有者

1 整備の必要性・整備の内容

2 整備に要する支出・原材料支給等の内訳

(1) 当該補助金対象の整備の内容・支出予定内訳

（着手予定日：_____ 完了予定日：_____）

（単位：円）

整備の内容	整備に要する 支出項目	予定金額	積算内訳	備考
	合計			

様式第3号 (第6条関係)

収支計画書

【収 入】

(単位:円)

区 分	金 額	備 考
氷見市生活用水確保 対策事業費補助金		
自己資金		
合 計		

【支 出】

(単位:円)

区 分	金 額	備 考
合 計		

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

氷見市長 殿

申請者
住 所
自治会名
代表者の役職及び氏名 (印)

氷見市生活用水確保対策事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け氷見市指令 第 号 で交付の決定があった氷見市生活用水確保対策事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、氷見市生活用水確保対策事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金の額

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 変更後額 | 金 | 円 |

2 関係書類

- (1) 整備計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第7条関係）

氷見市指令 第 号

氷見市生活用水確保対策事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった氷見市生活用水確保対策事業費補助金については、氷見市生活用水確保対策事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、年 月 日付け氷見市指令 第 号の交付額金 円を金 円に変更して交付する。

年 月 日

氷見市長

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

氷見市長 殿

申請者
住 所
自治会名
代表者の役職及び氏名 (印)

氷見市生活用水確保対策事業費補助金事業内容等変更承認申請書

年 月 日付け氷見市指令 第 号 で交付の決定があった氷見市生活用水確保対策事業費補助金について、事業内容等を下記のとおり変更したいので、氷見市生活用水確保対策事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更内容

2 関係書類

- (1) 整備計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

氷見市指令 第 号

氷見市生活用水確保対策事業費補助金事業内容等変更承認通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった氷見市生活用水確保対策事業費補助金については、氷見市生活用水確保対策事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、変更を承認する。

年 月 日

氷見市長

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

氷見市長 殿

申請者
住 所
自治会名
代表者の役職及び氏名 (印)

氷見市生活用水確保対策事業費補助金事業中止（廃止）申請書

年 月 日付け氷見市指令 第 号 で交付の決定があった氷見市生活用水確保対策事業費補助金について、事業を中止（廃止）したいので、氷見市生活用水確保対策事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

1 事業中止（廃止）理由

2 関係書類

様式第9号（第9条関係）

氷見市指令 第 号

氷見市生活用水確保対策事業費補助金事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった氷見市生活用水確保対策事業費補助金については、氷見市生活用水確保対策事業費補助金交付要綱第9第2項の規定により、中止（廃止）を承認する。

年 月 日

氷見市長

年 月 日

氷見市長 殿

申請者

住所

自治会名

代表者の役職及び氏名

(印)

氷見市生活用水確保対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け氷見市指令 第 号で交付の決定があった氷見市生活用水確保対策事業費補助金について、氷見市補助金等交付規則第12条第1項の規定により、その実績を報告します。

関係書類

- 1 実施報告書（様式第11号）
- 2 収支決算書（様式第12号）
- 3 その他市長が必要と認める書類

実施報告書 (自治会)

整備に要した支出の内訳

(1) 当該補助金対象の整備の内容・支出内訳

(着手日 : _____ 完了日 : _____)

(単位 : 円)

整備の内容	整備に要した 支出項目	金額	内 訳	備 考
	合 計			

様式第12号（第10条関係）

収支決算書

【収 入】 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
氷見市生活用水確保 対策事業費補助金		
自己資金		
合 計		

【支 出】 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
合 計		